

公共浄化槽整備事業について

1. 事業の概要

当該事業は、下水道が使用できない区域において、浄化槽の設置を希望する村民の皆様からの申請に基づき、村が浄化槽の設置及び維持管理を行う事業です。

2. 事業対象区域

公共下水道及び農業集落排水区域外の地域
対象地区：泊地区一部、石川、第3二又、雲雀平、新納屋、豊原、睦栄、笹崎、六原、端、庄内、その他下水道が使用できない区域

3. 寄付及び設置申請を受ける浄化槽について

浄化槽とは水洗便所と連携してし尿（トイレの汚水）及び生活雑排水（生活に伴い発生する汚水）を処理するための設備と言います。し尿のみを処理する設備をみなし浄化槽（単独浄化槽）と言います。

寄附の受付をするものは、みなし浄化槽を除く浄化槽となります。

また、これから設置する浄化槽も、みなし浄化槽ではなく、浄化槽となります。

4. 設置者（使用者）の負担する費用

- (1) 毎月の浄化槽使用料（下水道使用料と同額）
- (2) 浄化槽のプロア運転に要する電気料
- (3) 水道料金（清掃作業等の維持管理に要する費用）
- (4) 水洗トイレの改造費（汲取り式便所の場合）

5. 村が負担する費用

- (1) 浄化槽本体の設置及びそれに伴う電気設備工事費
- (2) 宅内配管の工事費
- (3) 浄化槽本体から放流先の水路までの流出管工事費
- (4) プロア本体及び空気配管工事費
- (5) 浄化槽の維持管理費

6. 村が行う浄化槽の維持管理について

浄化槽設置後、村が次の業務を行います。

- (1) 保守点検（浄化槽が正常に稼働しているかの確認及び備品の補充）
- (2) 法定検査（浄化槽の機能性の確認をするための処理水検査）
- (3) 修理修繕（浄化槽本体及びプロア等の修理）
- (4) 汚泥清掃（浄化槽の中の汚泥の引抜き清掃）

7. 既設浄化槽の寄附

既に設置してある浄化槽は、村に寄附することが出来ます。

寄附を受けた浄化槽は、毎月使用料をいただき、村が維持管理を行います。

村での維持管理開始は令和6年4月頃を予定しています。

8. 浄化槽の使用料について

浄化槽の法定検査、保守点検等の維持管理にかかる費用の一部に充てるため、使用料を納付していただきます。

使用料の算定方法は、下水道使用料と同様となります。

※下表は税抜きとなりますので、別途消費税が加算されます。

| 使用料 | 用途区分 | 基本使用水量 | 基本料金 | 超過使用料 (1トンあたり) |
|-----|-------|--------|------|-------------------|
| 水道水 | 一般用汚水 | 8トンまで | 550円 | 60円 |

9. 公共浄化槽の設置に伴い住宅のリフォームを行う方

浄化槽を設置するにあたり、住宅のリフォーム（水洗トイレの改造費）が必要となる場合は、政策推進課で行っている六ヶ所村住宅新築リフォーム支援事業助成交付金が利用できます。

六ヶ所村住宅新築リフォーム支援事業助成交付金を一度ご利用になっている方は対象外となりますのでご注意ください。

ご利用をお考えの方は六ヶ所村政策推進課へお問い合わせください。

10. 問い合わせ先

六ヶ所村 上下水道課 下水道グループ
電話番号：0175-72-2111（内線172・176）

11. 事業の流れ

村民の方が行う事

村で行う事

